



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 5 日 (金)
号外第 79 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例
(50) (農地・水保全課) 3
- ◇ 規 則 鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則 (61) (統計課) 4
鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する
規則 (62) (情報政策課) 7

==== 公布された条例のあらまし ====

◇国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

土地改良法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 国営土地改良事業の施行地域内の土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合に特別徴収金を徴収することを定めた規定中、引用している土地改良法施行令の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

定期に又は継続的に実施する新たな県統計調査について定める。

2 規則の概要

- (1) 次のとおり、定期に又は継続的に実施する県統計調査を加える。

| 調査名 | 実施方法 |
|------------------------|----------------------|
| 鳥取県に関するイメージ調査 | 郵便等による送付等 |
| 観光地点別入込客延べ人数調査 | |
| 観光客入込動態調査 | 知事等による記入 |
| ひとり親家庭等実態調査 | 郵便等による送付等及び学校等による配布等 |
| 職場環境等実態調査 | 郵便等による送付等 |
| 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査 | 学校等による配布等 |
| 携帯電話アンケート調査 | |
| 子どもの読書活動に関するアンケート調査 | |
| P T A 調査 | |
| 県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 | 郵便等による送付等 |
| 小学生のスポーツ活動に関する実態調査 | 学校等による配布等 |

- (2) その他所要の規定の整備を行う。

- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

外国人住民については、住民票に通称も記載することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 電子証明書の発行申請書等の記載事項に通称を加えるとともに、押印を廃止する。
- (2) 施行期日は、平成25年7月8日とする。

条 例

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（平成19年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8に規定する用途（<u>政令附則第5項</u>に規定する場合にあっては、同項に定める用途）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8に規定する用途（<u>政令附則第7項</u>に規定する場合にあっては、同項に定める用途）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第61号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|---------------|--|-----------|---|---|--|-----------|--|----------------|------------------------------------|-----------|------------------------------------|-------------|---|---|--|---------|------------------------------|--|----|----|---------------|--|-----------|---|---|--|-----------|--|---|--|---------|------------------------------|
| <p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県に関するイメージ調査</td> <td>県外における鳥取県に対するイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>鉱工業生産動態調査</td> <td>鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>外国人住民統計調査</td> <td>県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>観光地点別入込客延べ人数調査</td> <td>観光地への入込客数を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>観光客入込動態調査</td> <td>観光客の旅行形態等を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭等実態調査</td> <td>県内の母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活実態等を把握し、母子家庭等に対する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>住生活総合調査</td> <td>住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住替えの実態等を</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 目的 | 鳥取県に関するイメージ調査 | 県外における鳥取県に対するイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ること。 | 鉱工業生産動態調査 | 鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | 略 | | 外国人住民統計調査 | 県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | 観光地点別入込客延べ人数調査 | 観光地への入込客数を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | 観光客入込動態調査 | 観光客の旅行形態等を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | ひとり親家庭等実態調査 | 県内の母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活実態等を把握し、母子家庭等に対する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。 | 略 | | 住生活総合調査 | 住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住替えの実態等を | <p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県に関するイメージ調査</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>鉱工業生産動態調査</td> <td>鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>外国人住民統計調査</td> <td>県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>住生活総合調査</td> <td>住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住替えの実態等を</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 目的 | 鳥取県に関するイメージ調査 | | 鉱工業生産動態調査 | 鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | 略 | | 外国人住民統計調査 | 県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | 略 | | 住生活総合調査 | 住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住替えの実態等を |
| 名称 | 目的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県に関するイメージ調査 | 県外における鳥取県に対するイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉱工業生産動態調査 | 鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国人住民統計調査 | 県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光地点別入込客延べ人数調査 | 観光地への入込客数を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光客入込動態調査 | 観光客の旅行形態等を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ひとり親家庭等実態調査 | 県内の母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活実態等を把握し、母子家庭等に対する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住生活総合調査 | 住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住替えの実態等を | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 目的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県に関するイメージ調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉱工業生産動態調査 | 鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国人住民統計調査 | 県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住生活総合調査 | 住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住替えの実態等を | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|------------------------|--|--|---------------------------|
| | 把握し、住宅政策の推進に必要な基礎資料を得ること。 | | 把握し、住宅政策の推進に必要な基礎資料を得ること。 |
| 職場環境等実態調査 | 県内事業所の職場環境に関する各種制度の実態を把握し、労政福祉施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | | |
| 子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査 | 子どもの生活習慣の実態を把握し、教育施策の検討に必要な基礎資料を得ること。 | | |
| 携帯電話アンケート調査 | 子どもの携帯電話、インターネット等の利用状況を把握し、教育施策の検討に必要な基礎資料を得ること。 | | |
| 子どもの読書活動に関するアンケート調査 | 子どもを取り巻く読書環境等の実態を把握し、子どもの読書活動の推進に必要な基礎資料を得ること。 | | |
| P T A 調査 | 学校ごとに生徒等の保護者及び教職員で構成される団体の活動状況を把握し、当該団体に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。 | | |
| 県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 | 県民の運動及びスポーツ活動の現状を総合的に把握し、生涯スポーツの推進に必要な基礎資料を得ること。 | | |
| 小学生のスポーツ活動に関する実態調査 | 小学生のスポーツ活動の実態を把握し、教育施策の検討に必要な基礎資料を得ること。 | | |

2・3 略

4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。

(1) 略

(2) 鳥取県に関するイメージ調査、製造業流通調査、男女共同参画意識調査、外国人住民統計調査、観光地点別入込客延べ人数調査、産業廃棄物実態調査、職場環境等実態調査及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 前項第2号に掲げる方法

(3) 観光客入込動態調査 前項第3号に掲げる方法

2・3 略

4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。

(1) 略

(2) 製造業流通調査、男女共同参画意識調査、外国人住民統計調査及び産業廃棄物実態調査 前項第2号に掲げる方法

| | |
|--|--|
| <p>(4) <u>子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査、携帯電話アンケート調査、子どもの読書活動に関するアンケート調査、PTA調査及び小学生のスポーツ活動に関する実態調査</u> 前項第4号に掲げる方法</p> | |
| <p>(5) 略</p> | <p>(3) 略</p> |
| <p>(6) <u>青少年育成意識調査及びひとり親家庭等実態調査</u> 前項第2号及び第4号に掲げる方法</p> | <p>(4) <u>青少年育成意識調査</u> 前項第2号及び第4号に掲げる方法</p> |
| <p>5 略</p> | <p>5 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第62号

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成16年鳥取県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>電 子 証 明 書 新 規 発 行 申 請 書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>電子証明書の発行を受けたいので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 氏 名</p> <p>略</p> <p>本人に代わって代理人が申請する場合には、次の欄にも記入してください。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注1 <u>住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては、氏名の欄に括弧書きで通称を記入すること。</u></p> <p>2 略</p> | <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>電 子 証 明 書 新 規 発 行 申 請 書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>電子証明書の発行を受けたいので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 氏 名 (印)</p> <p>略</p> <p>本人に代わって代理人が申請する場合には、次の欄にも記入してください。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注1 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>2 略</p> |
| <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>電 子 証 明 書 失 効 申 請 書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>電子証明書の失効を希望するので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第9条</p> | <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>電 子 証 明 書 失 効 申 請 書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>電子証明書の失効を希望するので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第9条</p> |

第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

略

本人に代わって代理人が申請する場合には、次の欄にも記入してください。

略

略

注1・2 略

3 住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては、氏名の欄に括弧書きで通称を記入すること。

4 略

様式第3号（第4条関係）

電 子 証 明 書 更 新 申 請 書

職 氏名 様

電子証明書を更新したいので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

略

本人に代わって代理人が申請する場合には、次の欄にも記入してください。

略

略

注1 略

2 住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては、氏名の欄に括弧書きで通称を記入すること。

3 略

様式第4号（第5条関係）

第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名 (印)

略

本人に代わって代理人が申請する場合には、次の欄にも記入してください。

略

略

注1・2 略

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

4 略

様式第3号（第4条関係）

電 子 証 明 書 更 新 申 請 書

職 氏名 様

電子証明書を更新したいので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名 (印)

略

本人に代わって代理人が申請する場合には、次の欄にも記入してください。

略

略

注1 略

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

3 略

様式第4号（第5条関係）

| | |
|--|---|
| <p>利用者署名符号漏えい等届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>利用者署名符号（秘密鍵）の漏えい等（秘密鍵の漏えい、滅失、<u>毀損</u>、電子証明書を記録した I C カードの破損、紛失等）があったので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第10条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p> 届出者 氏 名</p> <p>略</p> <p>本人に代わって代理人が届け出る場合には、次の欄にも記入してください。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p> <p>3 <u>住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては、氏名の欄に括弧書きで通称を記入すること。</u></p> <p>4 略</p> | <p>利用者署名符号漏えい等届出書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>利用者署名符号（秘密鍵）の漏えい等（秘密鍵の漏えい、滅失、<u>き損</u>、電子証明書を記録した I C カードの破損、紛失等）があったので、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第10条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p> 届出者 氏 名 (印)</p> <p>略</p> <p>本人に代わって代理人が届け出る場合には、次の欄にも記入してください。</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p> <p>3 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>4 略</p> |
|--|---|

附 則

この規則は、平成25年 7 月 8 日から施行する。